熊谷市告示（乙）第２４１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により熊谷都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定に基づき次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年１１月２０日

熊谷市長　　小林　　哲也

１　都市計画の種類及び名称
　別表のとおり

２　都市計画を変更する土地の区域
　イ　追加する土地の区域
　　なし
　ロ　削除する土地の区域
　　別表のとおり

３　縦覧場所
　都市整備部都市計画課

別表

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域 削除する土地の区域
熊谷都市計画 第２７号生産緑地地区	熊谷市石原の一部
熊谷都市計画 第２８号生産緑地地区	熊谷市石原の一部